

## 認証評価等の質保証について（検討参考資料）

第一次・第二次報告における認証評価の検討課題	1
1. 最低基準の確認	2
(1) 設置基準との関係の明確化①（適格認定の機能の明確化）	2
(1) 設置基準との関係の明確化②（認証評価の基準の見直し）	4
(2) 設置認可審査（特に設置計画履行状況等調査）との連続性	5
(3) 認証評価の実施義務	6
(参考) 機関別認証評価の実施状況	7
2. 機能別分化を踏まえた質保証	8
(参考) 大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム	10
(参考) カーネギー教育振興財団によるアメリカの大学分類	11
(参考) アメリカ・カリフォルニア州の州立大学の機能別分化	12
3. 大学の自主的・自律的な質保証の支援	13
4. 国際的な質保証への取組の対応	16
(参考) 大学の質保証システムをめぐる国際競争	17
(参考) 欧州における高等教育の質保証に関する動向	18

# 第一次・第二次報告における認証評価の検討課題

認証評価については、公的な質保証システムの要素としての最低基準の確認，学位プログラムの充実のための自主的・自律的な質保証を支援する観点から検討が進んでいる。今後，機能別分化や国際的な質保証の展開を踏まえた検討が課題。

●は実務的な検討を進めているもの ○大学分科会の更なる検討を要するもの

## 1. 最低基準の確認

### (1) 設置基準との関係

- 認証評価の評価基準と，学校教育法や設置基準との関係を整理。
- 認証評価の結果の公表にあたり，その結果及び理由と設置基準等との関係の整理。

### (2) 設置認可審査との関係

- 設置認可時や設置計画履行状況等調査での指摘事項を認証評価で活用するなど，設置認可と認証評価との連続性。

### (3) 認証評価の実施義務

- 平成16年度までに設置された大学は平成22年度末までに認証評価を受ける必要があり，各大学が確実に認証評価を受けるよう準備。
- 新設の大学が認証評価を受けるまでの間の各種補助金の取扱い。
- 認証評価結果の活用の在り方。

## 2. 機能別分化への対応等

- 大学が機能別分化していく中での認証評価の在り方。
- 教育研究活動が国を越えて展開される中，アジア域内をはじめとする国際的な展開を意識した検討と対応。
- 専門職大学院の認証評価の在り方。また，分野別の質保証の在り方。

## 3. 大学の自主的・自律的な質保証の支援

- 大学の自主的・自律的な質保証の取組が，実質的に機能しているか，認証評価で確認できるよう一層の工夫。
- 大学に求める自己点検・評価の内容の整理と明確化，また，重複している評価基準の整理・明確化。
- 認証評価機関の連携により，自己点検・評価や認証評価に関わる者の研修等，また，質保証に関する各種研究とその成果の共有。

# 1. 最低基準の確認

## (1) 設置基準との関係の明確化①（適格認定の機能の明確化）

認証評価の結果が、大学として最低限の質を担保していること（＝学校教育法や大学設置基準に適合していること）を社会に対して明確にするための具体的な作業を進めている。

### ①評価基準と関係法令との関係を整理

#### 【現状】

- 認証評価の評価基準は、各認証評価機関の方針により、多様な観点がある。また、設置基準の規定を念頭に置いた評価項目であっても、大学設置基準と異なる配列・規定ぶりとなっている（右の表を参照）。

#### 【対応】

- 各認証評価機関の評価基準の各項目が、設置基準に関連するものと、認証評価機関独自のもので、より分かりやすくなるよう工夫する。

これは、各認証評価機関の独自の方針による認証評価の実施を尊重しつつ、認証評価が我が国の公的な質保証システムに果たす役割にかんがみて重要。
- そこで、各認証評価機関の評価基準の各項目が、設置基準の規定とどのような関係にあるのか、対比可能となるよう、文部科学省と認証評価機関で調整中。

#### 【各認証評価基準の現在の評価基準の項目】

<p>&lt;大学基準協会&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 理念・目的</li><li>2 教育研究組織</li><li>3 教育内容・方法</li><li>4 学生の受け入れ</li><li>5 学生生活</li><li>6 研究環境</li><li>7 社会貢献</li><li>8 教員組織</li><li>9 事務組織</li><li>10 施設・設備</li><li>11 図書・電子媒体等</li><li>12 管理運営</li><li>13 財務</li><li>14 点検・評価</li><li>15 情報公開・説明責任</li></ol>	<p>&lt;大学評価・学位授与機構&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>基準1 大学の目的</li><li>基準2 教育研究組織（実施体制）</li><li>基準3 教員及び教育支援者</li><li>基準4 学生の受入</li><li>基準5 教育内容及び方法</li><li>基準6 教育の成果</li><li>基準7 学生支援等</li><li>基準8 施設・設備</li><li>基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム</li><li>基準10 財務</li><li>基準11 管理運営</li></ol>	<p>&lt;日本高等教育評価機構&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的</li><li>基準2 教育研究組織</li><li>基準3 教育課程</li><li>基準4 学生</li><li>基準5 教員</li><li>基準6 職員</li><li>基準7 管理運営</li><li>基準8 財務</li><li>基準9 教育研究環境</li><li>基準10 社会連携</li><li>基準11 社会的責務</li></ol>
--	--	---

（各項目内には、さらに細分化した基準等が設けられている）

②評価結果の公表に当たり、関連する評価基準の項目を示す

【現状】

- 各認証評価機関による評価結果の公表に当たっては、各機関それぞれの工夫がこらされ、とりわけ、各大学の特色ある教育研究の進展に資するための配慮がされている。

その一方、「不適合」や「保留」の判断を示す際に、その根拠が、

- ・ 設置基準に定める水準を下回るためか、
- ・ 又は認証評価機関の独自の基準を下回るためか、

が示されていないが、どれに達しなかったが示されれば、その理由が分かりやすくなると思われる。

【対応】

- 認証評価結果で「不適合」や「保留」の判断が示された場合には、その判断の根拠となった事由について、認証評価機関の定めるとの基準を下回る（又はその懸念がある）のかが分かるように工夫する。

【平成19年度・20年度の認証評価結果（大学）】

	大学基準協会	大学評価・学位授与機構	日本高等教育評価機構
19年度	54大学中, 「不適合」なし 「保留」4大学 そのほか再評価により 「不適合」1大学	38大学中, 「不適合」等なし	38大学中, 「不適合」なし 「保留」1大学
20年度	44大学中, 「不適合」なし 「保留」5大学	11大学中, 「不適合」等なし	53大学中, 「保留」5大学 (その他, 5大学で改善報告書提出が必要)

【平成19年度・20年度の認証評価結果（短期大学）】

	大学基準協会	大学評価・学位授与機構	短期大学基準協会
19年度	2大学中 「不適合」なし 「保留」なし	2大学中 「不適合」なし 「保留」なし	51大学中 「不適合」なし 「保留」なし
20年度	5大学中 「不適合」なし 「保留」なし	2大学中 「不適合」なし 「保留」なし	55大学中 「不適合」なし 「保留」なし

# (1) 設置基準との関係の明確化②（認証評価の評価基準に関する省令）

近年の設置基準の改正の動向や、教育情報の公表の推進が課題であることを踏まえ、認証評価の基準に関する文部科学省令についてどう考えるか。

## 【現状】

- 認証評価の評価基準に関する省令は、機関別評価について、平成16年の制定以来、改正されていない。  
この省令は、大学設置基準の第2章（教育研究上の基本となる組織に関すること）以降の主な章を掲げている（右の①～⑤参照）。
- そのため、大学設置基準の第1章（総則）の「情報の積極的な提供」（第2条）と「教育研究上の目的の公表等」（第2条の2）は省令に含まれていない（ただし、各認証評価機関は、既に、大学の教育情報の公表の状況について評価を実施）。

## 【今後の対応案】

- 近年の設置基準改正の動向（大学設置基準第2条の2は、平成19年に追加）や、教育情報の公表の推進が課題であることを踏まえ、評価基準として「情報の積極的な提供」（設置基準第2条）や「教育研究上の目的の公表等」（同第2条の2）についてどう考えるか。
- また、ほかに評価の基準について検討事項はないか。

## 評価基準に関する省令に規定されている内容（概略）

- 学校教育法と大学設置基準に適合していること。
- 大学の特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
- 自己点検・評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査を行うこと。
- 以下の事項について評価を行うこと。
  - ①教育研究上の基本となる組織に関すること  
(大学設置基準第2章)
  - ②教員組織に関すること ( " 第3章)
  - ③教育課程に関すること ( " 第6章)
  - ④施設及び設備に関すること ( " 第8章)
  - ⑤事務組織に関すること ( " 第9章)
  - ⑥財務に関すること
  - ⑦そのほか、教育研究活動等に関すること

## (2) 設置認可審査（特に設置計画履行状況等調査）との連続性

公的な質保証システムにおける設置認可審査と認証評価の連続性に配慮し、「設置計画履行状況等調査」に関する情報が、認証評価の際により参照しやすくなるよう工夫する。

### 【現状】

- 設置認可を受けた大学や、届出により設置された学部等は「設置計画履行状況等調査」の対象となる。

大学設置分科会では、これらの大学等が、「完成年度」（開設年度に入学した学生が卒業する年度）を迎えるまで、当初の設置計画（科目の開設状況、教員の就任状況等）が確実に履行されているか、また、認可時の留意事項に対応しているかなどを確認している。

- その際、必要に応じ、履行状況に関する指導・助言として「留意事項」が公表されている。

設置計画履行状況等調査での留意事項の主な観点は、以下のとおりである（例は右のとおり）。

- ・ 設置計画を適切に履行していない場合
- ・ 認可時または設置計画履行状況等調査での「留意事項」に適切に対応していない場合
- ・ 学生からの要望等が、当該大学の改善に資すると認められる場合

### 【今後の課題】

- 設置計画履行状況等調査での「留意事項」の記述を、より分かりやすくするとともに、大学からの提出書類の認証評価での活用について、検討を進める。

#### 現在の設置計画履行状況調査での留意事項の例

- 設置認可時に付された留意事項「同一教員が急性期看護学実習」「慢性期看護学実習」「高齢者看護学実習」を担当するので、教員の負担軽減と実習内容の充実を図るよう努めること。」について未対応であるので早急に対応すること。
- 薬学部臨床薬学科の入学定員超過の是正に努めること。
- 学生のニーズを踏まえ、課外活動施設の充実を努めること。
- 未開講科目が多数あるので、当初の設置計画の履行に支障が生じないように授業科目を開講すること。
- 教員組織の変更が毎年多数あることは大変遺憾である。研究指導教員について、設置基準上の人数を満たすよう早急に補充すること。

### (3) 認証評価の実施義務

平成16年度までに設置された大学は、平成22年度までに第一回目の認証評価を受ける必要があり、認証評価機関も確実に実施できるよう必要な実施体制を整えている。

#### 【現状】

- 平成16年度までに設置された大学は、平成22年度までに、第一回目の認証評価を受けなければならない。

これは、大学に課された法的な責務であり、また、認証評価を通じて、大学の教育情報を積極的に発信する観点からも重要である。

- 平成20年度までの認証評価の実績を踏まえると、平成21～22年度に認証評価を受けなければならない大学は336校、短期大学は165校である。

(なお、平成17年度以後の新設大学は、認証評価を受ける期限は平成22年度以降となる。)

#### 【今後の対応】

- 文部科学省が、平成22年度までに認証評価を受けなければならない大学に、認証評価実施の意向を調査したところ、該当するすべての大学が認証評価を受ける意思を示している。
- また、各認証評価機関では、評価大学数が増加する平成22年度に向けて、認証評価が確実に実施できるよう必要な実施体制を整えている。
- 加えて、専門職大学院を設置する大学は、5年以内に一度の認証評価が義務付けられており、これらの大学もそれぞれの期間内に認証評価を受ける予定である。
- こうした状況を、各評価機関と、評価を受けるべき大学に周知し、平成22年度までに認証評価を確実に実施するよう期する。

## (参考) 機関別認証評価の実施状況

大 学		H16	H17	H18	H19	H20	小計	H21	H22	小計	総 計
大学基準協会	国立	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
	公立	6	5	3	5	2	21	9	9	18	39
	私立	28	19	44	49	42	182	48	55	103	285
	計	34	25	47	54	44	204	57	64	121	325
日本高等教育 評価機構	国立	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公立	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立	-	4	16	38	58	116	71	91	162	278
	計	-	4	16	38	58	116	71	91	162	278
大学評価・ 学位授与機構	国立	-	2	7	37	4	50	27	7	34	84
	公立	-	2	3	0	5	10	10	14	24	34
	私立	-	0	0	1	2	3	0	4	4	7
	計	-	4	10	38	11	63	37	25	62	125
合 計		34	32	72	130	113	383	165	180	345	728

短期大学		H16	H17	H18	H19	H20	小計	H21	H22	小計	総 計
大学基準協会	公立	-	-	-	0	2	2	2	2	4	6
	私立	-	-	-	2	3	5	0	5	5	10
	計	-	-	-	2	5	7	2	7	9	16
短期大学基準協会	公立	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立	-	30	44	51	55	180	68	84	152	332
	計	-	30	44	51	55	180	68	84	152	332
大学評価・ 学位授与機構	公立	-	2	1	1	2	6	1	5	6	12
	私立	-	0	0	1	0	1	0	0	0	1
	計	-	2	1	2	2	7	1	5	6	13
日本高等教育 評価機構	公立	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
	私立	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
	計	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
合 計		-	32	45	55	62	194	71	96	167	361

○平成16～20年度は実績数，平成21～22年度は申請数（大学基準協会のみは申請見込数）

○平成21年度の数は，各評価機関の認証評価実施状況による。

○平成22年度の数は，日本高等教育評価機構及び大学評価・学位授与機構への評価申込数並びに大学基準協会並びに文部科学省が実施した認証評価実施の意向状況調査結果による（平成21年10月現在）。



## 2. 機能別分化を踏まえた質保証

### (参考) 平成21年8月～平成22年1月までの大学分科会の審議経過概要

大学分科会の審議は多岐にわたるが、それぞれの課題を通じて、①明確な方針に基づく教育課程が編成・実施され、その水準が保証されること、②また、各大学がそれぞれの個性・特色に基づいて、機能別に分化していくこと、の2点を想定。

#### 【社会的・職業的自立に関する指導等】（5ページ）

各大学の教育研究目的、設置する学部・研究科の種類、学生数等の規模、学生や教職員の状況は多様であり、大学の取組を画一的なものとしないう留意。

#### 【教育情報の公表の促進】（9～11ページ）

認証評価を含めて、各大学の教育の状況が明らかとなるような仕組みを、大学の機能別分化を踏まえて整備していくことが求められる。

- ①「公的な教育機関として、社会への公表が求められる情報」：すべての大学が対象
- ②「教育力の向上の観点から公表が求められる情報」：すべての大学が対象だが、明確な学位プログラムを整えた大学を想定。
- ③「国際競争力の向上を図る観点からの情報」：博士課程の教育に重点を置く大学や、国際的な教育研究活動、学生交流に特色を発揮する大学を想定。

#### 【専門的人材養成の在り方】（13～14ページ）

医療系分野、獣医学、法曹、工学、IT、知的財産等の高度専門職業人養成に関し、教育の質を保証するため、分野別の第三者評価は必要かつ効果的。

大学制度全体を通じた公的な質保証システム（設置基準、設置認可及び認証評価の3つの要素）に加え、職業資格につながる分野を対象に、モデル・コア・カリキュラムの作成、学修成果の測定、分野別評価等の仕組みを整備、充実する。

#### 【大学グローバル化】（18ページ）

「ダブルディグリー等の外国の大学との連携」は、博士課程の教育に重点を置く大学を想定。

#### 【社会人の受入れの促進】（28ページ）

大学院修士課程、学士課程における幅広い職業人養成等に重点を置く大学、短期大学が、産業界や地域と密接に関わりながら、社会人等の需要に対応した学修内容・方法を開発、提供。

## 2. 機能別分化を踏まえた質保証

大学分科会の「審議経過概要」は、「認証評価を含めて、各大学の教育の状況が明らかとなるような仕組みを、大学の機能別分化を踏まえて整備していくことが求められる」としている。

### 【検討課題例】

#### ○ 機能別分化を踏まえた認証評価の実施について

- ・ 認証評価機関によって、分野別・形態別の認証評価基準を設定することについて

(例えば、認証評価機関によって、評価基準を、各大学に共通する部分と、分野別・形態別等の選択部分に分けることについて)

#### ○ 機能別分化を踏まえた自主的・自律的な質保証について

- ・ 分野別・形態別の自主的な評価活動又は適格認定を行う団体の育成と支援について
- ・ 戦略的大学連携支援プログラムなど、大学コンソーシアムを活用した分野別・形態別の評価活動又は適格認定の推進について

## (参考) 大学教育充実のための戦略的<sup>o</sup>大学連携支援プログラム

### 背景・課題

- 地域における人材養成，地域の生涯学習の拠点，地域課題対応等の多様な需要に，個々の大学が限られた教育研究資源の中で応えることは困難な状況になりつつある。
- 地域活性化において，地域で活躍する人材の養成と地元定着が重要な課題であり，地方の大学が団結して地域の大学全体の魅力を高めることが必要不可欠となっている。

### 事業内容

- 大学教育充実のため，大学間の戦略的な連携取組を支援

#### 【支援内容】

- これまでに選定された連携取組を継続的に支援
- 大学間連携のノウハウや手法を収集・分析・情報共有を図ることで連携取組の展開を推進



国公私を超え，大学の力を結集させた教育の充実と地域活性化

## (参考) カーネギー教育振興財団によるアメリカの大学分類

平成17年の「将来像答申」に掲げられた機能別分化の類型（①世界的研究・教育拠点，②高度専門職業人養成，③幅広い職業人養成，④総合的教養教育，⑤特定の専門的分野(芸術，体育等)の教育・研究，⑥地域の生涯学習機会の拠点，⑦社会貢献機能(地域貢献，産学官連携，国際交流等)）は，米国のカーネギー教育振興財団の大学分類も参考とされた。

我が国の大学の今後に着目し，新たな大学分類について検討することの可否についてどのように考えるか。

種類		分類基準	機関数(2000年)
博士号授与 機関	博士号授与大学 (多角型)	学部段階における多様な専攻と博士号取得課程までの大学院教育を提供。 15分野以上で年50件以上の博士号を授与	148機関 3.8%
	博士号授与大学 (集約型)	学部段階における多様な専攻と博士号取得課程までの大学院教育を提供。 10分野以上で年10件以上の博士号を授与，または，年20件以上の博士号を授与	113機関 2.9%
修士号授与 機関	修士号授与大学Ⅰ	学部段階における多様な専攻と修士号取得課程までの大学院教育を提供。3 分野以上で年40件以上の修士号を授与	489機関 12.7%
	修士号授与大学Ⅱ	学部段階における多様な専攻と修士号取得課程までの大学院教育を提供。 年20件以上の修士号を授与	126機関 3.3%
学士号授与 機関	リベラルアーツ型	学部教育に重点。授与する学士号の半数以上が一般教養の分野	213機関 5.5%
	一般型	学部教育に重点。授与する学士号の半数未満が一般教養の分野	307機関 8.0%
	準学士授与型	学部教育に重点を置くが，授与学位のほとんどは学士号未満	50機関 1.3%
準学士号授与大学		準学士号のみを授与	1,640機関 42.5%
専門大学		独立した機関として職業専門教育を行い，学士号以上の学位を授与。神学， 医学，法学など	742機関 19.2%
少数民族を対象とした大学			28機関 0.7%
合計			3,856機関 100.0%

国立大学財務・経営センター「大学財務経営研究」第1号（2004年（平成16年））

なお，上記は，2000年度版のカーネギー分類に基づいており，2005年以降は，様々な指標による分類が並列するものに変更されている。

## (参考) アメリカ・カリフォルニア州の州立大学の機能別分化

カリフォルニア州では、州憲法(第IX条第9項)及び州法等に基づいて、州立大学が3つのグループに機能別分化されており、州政府は、その分化に応じて、必要な財政支出等を行っている。

### ①UC (University of California)

- Davis, Berkeley等の10大学は、州内の成績上位12.5%内の者や、他の大学からの学生を主に受入れ。
- 研究や大学院教育を重視し、学部教育、修士プログラム、各分野のPhDプログラム、プロフェッショナル・スクールを担う。

### ②CSU (California State University)

- 23大学は、州内の成績上位1/3以内の者や、他の大学からの学生を主に受入れ。
- 学部教育、修士プログラム、看護・農学など特定応用分野のPhDプログラム、教員養成を担う。

### ③CCC (California Community College)

- 110大学があり、入学者に関する要件はない。
- 職業教育と学士課程の1・2年次に相当する一般教育を担う。

### 3. 大学の自主的・自律的な質保証の支援

## (参考) 平成21年8月～平成22年1月までの大学分科会の審議経過概要

大学分科会の審議は多岐にわたるが、それぞれの課題を通じて、①明確な方針に基づく教育課程が編成・実施され、その水準が保証されること、②また、各大学がそれぞれの個性・特色に基づいて、機能別に分化していくこと、の2点を想定。

#### 【社会的・職業的自立に関する指導等】（4ページ）

「学士課程教育の構築に向けて」にあるように、各大学では、全学的な方針に基づき、教育の内容と方法の改善に取り組んでおり、その一環として、学生の社会的・職業的自立に関する指導等の在り方を検討していくことが求められる。

#### 【教育情報の公表の促進】（11ページ）

これまでの大学審議会や中央教育審議会の答申、また、それを踏まえた大学設置基準の改正を通じて、各大学では、授業科目名やシラバスを学内に明示することが定着しつつある。しかしながら、現段階では、同一大学内でも、異なる学部や、異なる分野の間で、その取扱い方針が統一されていないことが少なくない。大学の教育情報の公表を進めるに当たり、こうした組織間の差異を克服し、大学としての統一方針に基づくものとして公表していくことが求められる。

#### 【国際的な大学評価活動の展開や大学情報の海外発信の観点から公表が望まれる情報の例（案）】（17ページ）

(明確な方針に基づく教育課程とその水準)

- ・ 修得すべき知識・技能の明確化と、それを体系的に修得できる教育課程
- ・ 上記に基づく学修成果を明示するのにふさわしい学位の名称
- ・ 授業科目の計画的な履修方針に基づいた授業科目名や体系（ナンバリング）とシラバス（学内の関連する学問分野で共通化）
- ・ 単位認定、学位認定、成績評価の基準（大学として統一方針）

#### 【大学院教育】（15ページ）

「大学院答申」に掲げられた項目の進捗状況を検証している。

- ・ 人材養成目的その他の教育研究上の目的の在り方
- ・ 体系的な教育課程の編成・コースワークの在り方
- ・ 博士の学位授与の在り方
- ・ 教員の教育・研究指導能力の在り方
- ・ 産業界等と連携した人材養成機能の在り方
- ・ 大学院の評価及び大学院の国際化の在り方

#### 【大学のグローバル化】（19ページ）

我が国の大学が、体系的な教育課程を備え、学修を通じて修得される知識・技能を明確にし、その学修成果にふさわしい名称の学位を授与することは、外国の大学との交流を進める前提でもある。そうした観点からも、今後、各大学での学位プログラムの充実に向けて検討を深めていく。

#### 【社会人の受入れの促進】（30ページ）

社会人の学修動機に応える観点から、各大学が、学位プログラムを通じて修得できる知識・技能を明確化し、魅力ある教育内容を提供するなど、以下のような取組を推進。

- ・ 教育理念と目標に基づいて社会人の受入れ方針を明確化
- ・ 明確な学修意欲に応えるための知識・技能体系の設定
- ・ 社会人に配慮した教育プログラムがより多く活用されるような情報提供
- ・ 地域の企業等の産業界や自治体による各種の研修事業との連携

### 3. 大学の自主的・自律的な質保証の支援

各大学が、自己点検・評価を通じて、人材養成目的や知識・技能体系等を明確にし、それが機能していることを確認することなどが課題。認証評価機関では、そのような大学の自主的・自律的な質保証の支援も考慮して、評価の見直しを検討している。

#### 【現状】

- 各大学は、認証評価に先立ち、自己点検・評価を実施している。  
各大学が、人材養成目的や、それに基づく知識・技能体系を明らかにし、それに基づく取組の状況に関し、自己点検・評価を通じて分析し、その結果を教育活動の改善につながる事が重要。認証評価を通じて、そうした自主的・自律的な質保証の取組が実質化することが求められる。
- 現在、各認証評価機関では、それぞれの方針や、大学分科会の審議等も踏まえて、第二期サイクルに向けて、より効果的な評価の実施や、大学と評価者の負担に配慮するなど、運用の改善を検討している。
- また、今後、各認証評価機関が連携して、
  - ・評価制度や質保証に関する調査研究（諸外国の調査を含む）
  - ・大学関係者の研修や評価者の質の向上等について、情報の共有化や共同の取組も考えられる。

#### 例：大学基準協会

##### ①質の保証のための恒常的大学の運営システムの重視

大学の諸活動について、自己点検・評価を通じて、適切な水準を維持していること、その水準を向上させるための能力があることを客観的根拠に基づき証明するよう評価の仕組みを改正。

##### ②大学基準の統合

自己点検・評価の効果的に実施するため、大学基準を15項目から10項目に整理・統合。

旧基準		新基準（検討中のもの）
1 理念・目的		1 理念・目的
2 教育研究組織		2 教育研究組織
3 教育内容・方法	→	3 教員・教員組織
4 学生の受け入れ		4 教育内容・方法・成果
5 学生生活		5 学生の受け入れ
6 研究環境		6 学生支援
7 社会貢献		7 教育研究等環境
8 教員組織		8 社会連携・社会貢献
9 事務組織		9 管理運営・財務
10 施設・設備		10 内部質保証
11 図書・電子媒体等		
12 管理運営		
13 財務		
14 点検・評価		
15 情報公開・説明責任		

## 例：日本高等教育評価機構

○内部質保証システムの構築（自己点検・評価の充実）  
に向けて、以下について検討を進めている。

- ・ 機関別評価として、大学が最低限有する必要がある条件を満たしているか、また、それを向上させる機能（P D C A）が大学に備わる評価とする。
- ・ 自己点検・評価を証拠（エビデンス）に基づき、的確に現状を把握し、今後の目標を記述・評価したものを大学が提出し、大学が自ら記述した内容を責任を持って社会に示す。
- ・ 大学評価基準に基づき、大学が、客観的根拠を自ら証明するような自己点検・評価を実施する。その際、大学設置基準等の関係法令についても、大学がそれらの関係法令をクリアしていることを明記・証明する仕組みとする。



## 4. 国際的な質保証への取組の対応

大学制度は国際的なものであり、質保証の在り方も、国際的な動向を踏まえて検討すべき。とりわけ、アメリカやヨーロッパの大学の教育研究活動が国を越えて展開される中、アジア域内をはじめとする国際的な展開を意識した検討・対応が必要。

### 【我が国の質保証制度の発信と外国情報の収集・整理】

- 各国は、大学制度をそれぞれの法制度や教育制度に基づいて整備。近年も各国で様々な改革が進展。

国際的な質保証を進めるには、そうした国ごとの教育制度や質保証制度の相互理解が必要。

また、単位互換や学生交流を進めるには、シラバスや単位授与・成績評価等の可視化が不可欠。

- そこで、我が国の大学教育を、学位プログラムに着目して整備。また、そうした大学教育や質保証の仕組みを、複数言語により外国に発信。他国の情報を収集・整理も推進。
- 国は、交流のガイドラインを策定するなど、枠組を整備。

### 【諸外国の質保証機関との連携】

- 上記に関し、アメリカ、ヨーロッパ諸国、さらに、中国・韓国・ASEAN諸国の各国の質保証機関との情報交換や共同事業の実施など、各種の連携。

### 【国際的な組織との連携】

- 質保証に関する国際機関（アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN, Asia-Pacific Quality Network）等）との連携。

### 大学間交流に関する国際場裡における動き（概要）

#### 【第2回日中韓サミット（平成21年10月）】

- 「日中韓協力10周年を記念する共同声明」を採択・発表し、大学間交流の推進が盛り込まれた。
- 鳩山総理より、以下の具体的提案を行い、中韓両国の賛同を得た。
  - ① 質の保証を伴った交流の促進のため、日中韓の有識者会議の設置
  - ② アジアにおける大学の質保証を考える国際会議の共同開催
  - ③ 日中韓における大学間交流の構想の名称は、3カ国で検討

#### 【第14回ASEAN+3首脳会談（平成21年10月）】

- 議長声明において、日本による、東アジア地域における大学間交流に関する国際会議を開催するとの提案を歓迎するとされた。

#### 【東アジアサミット（平成21年10月25日）】

- 議長声明において、日本による、東アジア地域における質の保証を伴った大学間協力の促進に係る国際会議を開催する提案を歓迎するとされ、中国や豪州等による教育分野の提案も盛り込まれた。

#### 【新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）】

「外国人留学生の受入れ拡大、研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備を行う。さらには、アジアや世界との大学・科学技術・文化・スポーツ・青少年等の交流・協力を促進しつつ、国際的に活躍できる人材の育成を進める。」

「高等教育においては、奨学金制度の充実、大学の質の保証や国際化、大学院教育の充実・強化、学生の起業力の育成を含めた職業教育の推進など、進学機会拡大と高等教育の充実のための取組を進め、未来に挑戦する心を持って国際的に活躍できる人材を育成する。」

## (参考) 大学の質保証システムをめぐる国際競争

アメリカは、事後評価としてのアクレディテーションを重視。ヨーロッパでは、事前規制としての設置認可制度と事後評価の組合せによる公的な質保証システムを構築。

### 【主要国の公的な質保証システム】

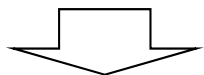
	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
設置認可	国の設置認可 (設置審の審査)	州政府による認可	国による認可(QAA, Quality Assurance Agencyの審査)	学位授与権を持つ大学 は国立のみ	州政府による認可(州 立大学と同程度の水準 を要する)
事後評価	国の認証を受けた団体 による機関評価	民間の適格認定による 評価	①QAAの機関評価 ②HEFCEの研究評価	大学評価委員会(CNE) の機関評価	民間の適格認定による 機関別・課程別評価
事後評価結果 の活用	大学と国に通知・一般 に公表	連邦政府奨学金や科研 費の受給条件	①大学と国に通知 ②研究予算配分に反映	大学に通知	大学に通知

### 【アメリカのWTOに対する高等教育サービスの自由化提案(2000年)】

1994年 WTO設立協定採択, 「サービスの貿易に関する一般協定」(GATS)作成。教育を含むサービス分野がWTOの貿易交渉の対象となる。

2000年 アメリカが, WTOに高等教育サービスの自由化を提案。日本は, ①教育の質の維持・向上, ②学習者の保護, ③学位・単位等の国際的な通用性の向上等, の視点が重要との立場で交渉。

2005年 日本や欧州が連携し, 各国の大学制度を尊重するガイドラインをユネスコ・OECDで採択。



### 【ユネスコ・OECDの「国境を越えて提供される高等教育の質の保証に関するガイドライン」(2005年)】

大学教育の質保証が世界的な重要課題となったことを受けて, ユネスコとOECDにより「国境を越えて提供される高等教育の質の保証に関するガイドライン」が制定。これにより, 各国政府が, それぞれの責任において, 自国の大学制度に照らし, 高等教育の質を確保することが承認された。

## (参考) 欧州における高等教育の質保証に関する動向

単一欧州議定書採択(1986年)の翌年に欧州委員会 (ECの行政執行機関) の教育交流プログラムとして「エラスムス計画」が発足。1993年のEU発足後は、総合的な人物交流計画である「ソクラテス計画」の一部となる。

### 【エラスムス計画(The European Community Action Scheme for the Mobility of University Students : ERASMUS)】

- EUの経済力の強化と加盟国間の結合の促進を目的として、人材養成計画や、科学・技術の人物交流協力計画の一つ。
- 大学間交流協定による共同教育プログラム(ICPs, Inter-University Co-operation Programmes)を積み重ねて、「ヨーロッパ大学間ネットワーク」を構築し、学生流動を高める。
  - (1) 学生流動化支援：往復旅費，語学学習費，滞在費（自国と相手国の生活費の差額）等の助成（2008年度は約18万3千人を支援）
  - (2) 教官流動化支援（2008年度は約3万2千人を支援）
  - (3) 機関交流支援
  - (4) 語学課程設置支援

#### ○エラスムス・ムンデュス計画

- 欧州と欧州域外の大学間交流により、欧州の大学の質と競争力を改善（「ムンデュス」はラテン語で「世界」）。
- 現在、3事業を実施。
  - ・奨学金を含む「エラスムス・ムンデュス修士課程」と「エラスムス・ムンデュス博士課程」創設支援事業
  - ・奨学金を含む欧州以外の地域の高等教育機関との連携支援事業
  - ・欧州高等教育機関の魅力の充実のための機関補助事業

### 【欧州高等教育圏(European Higher Education Area)】

経済力を強化する「リスボン戦略」の一環として、2010年までに「欧州高等教育圏」を創設を目指す取組が進展。現在、46カ国が参加。

- ヨーロッパが、アメリカやアジアと伍していくには、政府と大学の連携による大学教育の「現代化」が必要。
- **2000年**「リスボン戦略」は、EU経済を世界で最もダイナミックで競争力ある知識集約型経済に移行させる取組の一環として、「ボローニャ・プロセス」の着実な実行を位置づけ。

- (1) 学位制度の整理・各国の学位制度を、学士，修士，博士の3段階に整理することを基本の枠組みとする。国境を越えたジョイント・ディグリーも促進。
- (2) 流動性の促進 ・ビザ，在住許可，就労許可の改善や、国境を越えた奨学金や年金管理を促進。
- (3) 海外の学位への正当な評価・単位互換や、累積単位制度を促進。
- (4) 質保証制度 ・内部質保証と第三者機関による質保証を各国に要請。
  - ・偽りのア Krediteーションを防止するため、質保証機関を登録。